

孤独死・残置物に係る損害保険のご案内

単身高齢者が入居する住宅を対象に、賃貸戸室内の
死亡事故による大家さんの損害を補償します！

保険料は鹿児島市が負担します



申込要件

以下の要件を全て満たす住戸が対象

- 1.住戸の所在地が**鹿児島市内**であること
- 2.**セーフティネット住宅※**として登録を受けていること
※ 高齢者等の入居を拒まない住宅
- 3.保険申請時点で入居者が**満60歳以上**の**単身世帯**であること

お問合せ・提出先

鹿児島市 住宅課 住まい計画係
住所 : 鹿児島市山下町11-1
TEL : 099-216-1363
メール : juta-keikaku@city.kagoshima.lg.jp

保険内容に関するお問合せ先

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
代理店 有限会社鹿児島第一保険事務所
住所 : 鹿児島市西伊敷3丁目5-7円ビル2階
TEL : 099-220-7385

保険への登録手続の流れ

※保険に登録するには、対象となる住戸がセーフティネット住宅として登録されている必要があります。

大家さん

鹿児島市

保険会社

①登録申請

提出書類を鹿児島市住宅課へ提出。

【提出書類】

- ・登録申請書
- ・誓約書
- ・賃貸借契約書の写し
- ・入居者が満60歳以上の単身世帯であることを確認できる書類



②審査

申請内容が登録要件を満たしているか審査。

③登録

申請内容が登録要件を満たしている場合は、保険への登録を行い、保険会社へ連絡し、登録通知書を大家さん・管理会社へ送付。

④保険適用開始



補償内容

登録住戸における戸室内死亡事故の発生に伴い生じた以下の損害

1.家賃損失補償

空室又は家賃の値引きに伴う家賃収入の減少

2.原状回復費用補償

物的損害に係る原状回復に要する費用

3.遺品整理等費用補償

遺品整理、相続財産管理人選任申立及びお祓い又は追善供養に要する費用

4.建物明渡請求訴訟費用

賃貸借契約解除、建物明渡請求訴訟及び建物明渡執行の申立を行うための費用

補償事由

登録住戸内で発生した死亡事故
(自然死、病死、自死及び犯罪死を含む)

保険金請求手続の流れ

大家さん

鹿児島市

保険会社

①戸室内死亡事故の発生

②事故発生を報告

「事故報告書」を鹿児島市住宅課へ提出。



③事故報告受付

事故の報告を受け、保険の登録状況を確認し、保険会社へ連絡。



④保険金給付手続

事故が発生した登録住戸の大家さん・管理会社へ連絡し、状況等を確認の上で保険金請求書類一式を送付。



状況確認、保険金給付手続の連絡